

筑後北介護支援サービス運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人清友会が開設する筑後北介護支援サービスが行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

2. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

3. 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 筑後北介護支援サービス指定居宅支援事業所
- (2) 所在地 筑後市大字西牟田6365-7

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- (2) 介護支援専門員 6名（常勤6名、内1名管理者と兼務）

介護支援専門員は、要介護者及び要支援者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 月曜から金曜日 午前8時30分から午後5時までとする。
土曜日は午前8時30分から午後12時15分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 : 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 使用する課題分析票の種類 : 利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
- (3) サービス担当者会議の開催場所 : 事業所内その他必要と認められる場所において開催する。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 : 月1回以上必要に応じて訪問するものとする。
- (5) 主な支援内容 : 居宅サービス計画の作成、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は筑後市、八女市、広川町、久留米市、他隣接地域。

(苦情処理)

第8条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情申し立て又は、相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。苦情対応の窓口責任者及びその連絡先は、重要事項説明書に明示する。

(事故発生時の対応)

第9条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅支援事業者等に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱

いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業者は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修会の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年6回

2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人清友会の代表者と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

この規定は、平成22年9月1日から施行する。

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年2月1日から施行する。

この規定は、平成27年9月1日から施行する。

この規定は、平成29年11月1日から施行する。

この規定は、平成30年10月1日から施行する。

筑後北介護支援サービス

運営規定

事業所名	医療法人 清友会 筑後北介護支援サービス
事業所番号	4 0 7 2 4 0 0 0 6 4
電話番号	0 9 4 2 － 5 2 － 0 6 3 0
F A X	0 9 4 2 － 5 1 － 1 1 0 2